

科目ナンバリング		U-LAS70 10001 SJ50					
授業科目名 <英訳>	ILASセミナー：民事・家事紛争の解決方法 ILAS Seminar :The Procedures for the Settlement of Civil Disputes and Domestic Disputes			担当者所属 職名・氏名	法学研究科 教授 古財 英明		
群	少人数群	単位数	2単位	週コマ数	1コマ	授業形態	ゼミナール(対面授業科目)
開講年度・開講期	2024・前期	受講定員 (1回生定員)	15 (15) 人	配当学年	1 回生	対象学生	全学向
曜時限	火5	教室	共北3D			使用言語	日本語
キーワード	民事・家事紛争の解決 / 権利・義務 / 訴訟 / A D R (裁判外紛争解決手続) / 調停						
[授業の概要・目的]							
複雑困難化、価値観の多様化などを背景として社会・経済・家庭生活が変容していく中で、法律家でなくとも法的素養を身に付ける必要性は高まっている。本ゼミでは、社会生活を送る上で発生する多様な民事・家事紛争のいくつかの例を取り上げ、紛争の成り立ちや構造の分析、解決の仕組みなどの基礎的な知識・理解を得ながら、法的な視点をもって問題を解決するための思考方法であるリーガルマインドの涵養を目的とする。							
[到達目標]							
・民事・家事紛争解決のための仕組み、システムの基本を理解する。 ・基本的な民事・家事紛争事案を素材として、混沌とした事実関係（当事者の言い分）の中から法的解決に意味のある事実関係を選別する能力を養う。 ・基本的な法的思考方法（リーガルマインド）を身に付ける。							
[授業計画と内容]							
第1回	イントロダクション（セミナーの概要，民事・家事紛争の発生など）						
第2回	基本的な法律概念、法律用語の整理 その1						
第3回	基本的な法律概念、法律用語の整理 その2						
第4回	我が国における民事・家事紛争解決の仕組み	その1（全体像、A D Rの現状）					
第5回	我が国における民事・家事紛争解決の仕組み	その2（民事調停）					
第6回	我が国における民事・家事紛争解決の仕組み	その3（家事調停，審判）					
第7回	我が国における民事・家事紛争解決の仕組み	その4（裁判（訴訟））					
第8回	具体的な民事紛争解決のための法的思考方法	その1（民事法の仕組み）					
第9回	具体的な民事紛争解決のための法的思考方法	その2（要件・効果）					
第10回	民事紛争の基本的な分析方法	その1（簡単な設例による事案分析）					
第11回	民事紛争の基本的な分析方法	その2（簡単な設例による事案分析）					
第12回	家事紛争の基本的な分析方法	その1（婚姻，離婚をめぐる諸問題）					
第13回	家事紛争の基本的な分析方法	その2（相続をめぐる諸問題）					
第14回	現代型紛争とその解決（高齢者をめぐる法的問題など）						
第15回	フィードバック						
上記の授業内容については，参加者の状況やゼミの進捗状況に応じて，順序を入れ替えたり内容や同一テーマの回数を変更することがある。したがって，必ずしも上記1ないし14の順序に従って進行するものではない。また、フィードバック方法は別途連絡する。							
ILASセミナー：民事・家事紛争の解決方法(2)へ続く↓↓↓							

ILASセミナー：民事・家事紛争の解決方法(2)

[履修要件]

特になし

[成績評価の方法・観点]

小レポート（３回、合計９０点）並びに授業内での発言や討論への積極的な参加（１０点）により評価する。

小レポートについては到達目標の達成度に基づき評価する。

４回以上授業を欠席した場合には、不合格とする。

小レポートは３回すべての提出を必須とする。

[教科書]

レジュメ等を必要な都度配付する。

なお、六法は必須である。ただし、種類が多いので、第１回の授業の中で選択に関するアドバイスを
する。

[参考書等]

（参考書）

授業中に紹介する

[授業外学修（予習・復習）等]

準備が必要なものは授業中に指示する。

[その他（オフィスアワー等）]

紛争解決に関心を持つ者であれば、法学部以外の学部にも所属する学生も歓迎する。

[実務経験のある教員による授業]

分類

実務経験のある教員による実務経験を活かした授業科目

当該授業科目に関連した実務経験の内容

当該教員：古財英明，実務経験：裁判官約３６年

実務経験を活かした実践的な授業の内容

具体的な事例を用いながら，裁判官として裁判事務を担当した経験を踏まえつつセミナーを進行し
法的思考能力の涵養に努めたい。